

《特集寄稿》

「法と公共政策」メジャーの紹介、 そして「政治史」という科目について

土 川 信 男

[1] 社会科学の総合学部

埼玉大学の経済学部は、経済学だけでなく社会科学の様々な分野について学べる「社会科学の総合学部」です。「経済分析」メジャーが主として経済学を対象とし、「経営イノベーション」メジャーが主として経営学および会計学を対象とするのに対して、「国際ビジネスと社会発展」メジャーと「法と公共政策」メジャーの対象は、広い範囲に及びます。とくに「法と公共政策」メジャーは、その選択必修科目の中に他の複数のメジャーと共通する科目が含まれていることから伺えるように、幅広い分野を対象としています。「法と公共政策」メジャーについて、「法」と「公共政策」とに分けて紹介しましょう。

[2] 法とは何か

「法」とは何でしょうか。法学のことを法律学ともいうように、法という言葉は法律のことを指す場合もあります。しかし「法と公共政策」というときの「法」は、より広い意味をもっています。まず、「法」は法律だけでなく、「法令」の全体を含みます。法令とは、憲法、国会が制定する法律、内閣が制定する政令や各省が制定する省令等の命令、地方自治体が制定する条例等の全体を指します。次に、法令は制定法ですが、「法」は制定法だけに限られません。それは、慣習法や判例法等の非制定法をも含んでいます。以上のような法規の全体を、「法」と呼んでいるのです。「規範」

というのはむしろかしい言葉ですが、簡単にいえば、判断や行動をする際の規準ということです。私たちは、ある行動をしてよいか、してはいけないか迷うとき、「法」を規準として判断します。その意味で、「法」は「行為規範」といわれます。

行為規範となるのは、「法」だけではありません。たとえば「道徳」も、行為規範です。それでは「法」と「道徳」とは、どこが違うのでしょうか。「法」に違反する行為は、最終的には、「法」を規準として行われる裁判によって是正されます。その意味で、「法」は「裁判規範」といわれます。つまり「法」は、最終的には権力によって強制的に実現されるのです（細かいことをいうと、強行法規と任意法規との違いというような話にもなりますが、ここでは省略します）。それに対して「道徳」に違反する行為は、良心の呵責を招いたり社会的非難を浴びたりすることはあるかもしれませんが、権力によって強制的に是正されるわけではありません。最近、路上喫煙禁止区域の設定等に関連して「マナーからルールへ」ということがいわれますが、大雑把に言えば、「道徳」はマナーにあたり、「法」はルールにあたるといえるかもしれません。

電車やバスの中でお年寄りに席を譲りましょうというのは、道徳的には望ましいことですが、法ではないでしょう。逆に、車は左側を通行しなければいけないというのは、道徳的に正しいというわけではありませんが、社会的便宜のために法として定められているわけです。もちろん、「法」と「道徳」とが重なることもあります。人を殺し

てはいけないという「道徳」は、人を殺したものは刑罰を受けるというかたちで「法」に組み込まれています。

「法」において規範・ルールは、権利と義務として表現されます。ある人がある行為をしてよいとき、その人は権利をもつといい、ある行為をしなければならないとき、義務を負うというわけです。AさんがBさんに対してある権利をもつとき、BさんはAさんに対して、その権利に対応する義務を負うこととなります。社会を法的に捉えるということは、社会関係を権利・義務の関係として捉えることです。

「法と公共政策」メジャーでは、憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・行政法・経済法等に関する科目を学ぶことによって、社会を法的に捉える訓練をします。個々の法令だけでなく、全体としての「法」のもと、社会がどのような規範・ルールにもとづいて運営されているか、知ることができます。

[3] 公共政策とは何か

「公共政策」とは何でしょうか。「政策」とは、問題を解決するための対策のことです。したがって、民間企業について経営政策といった言葉が使われることもあります。しかし普通は、ただ「政策」とだけいっても、民間に委ねては解決できない問題を、国や地方自治体が解決するための対策、すなわち「公共政策」を意味することが多いようです。

このような公共政策を作成し、実施するのが、広い意味における政治という営みです。政治は、もちろん権力闘争の過程ですが、同時に権力を媒介として「公共政策」を作成・実施する過程でもあるのです。「法と公共政策」メジャーでは、政治学・行政学・地方自治論・政治史・Introduction to Public Policy・Advanced Theory of Public Policiesといった科目を通じて、公共政策の作成・実施について学びます。ちなみに、「政策過程論」という研究分野がありますが、ここでは政策過程全体が、課題設定→政策立案→政策形成→政策決

定→政策実施→政策評価という流れで捉えられません。政策立案と政策形成とは、どう違うのでしょうか。それについては、政治学や行政学の授業で学んでください。

ところで、民間に委ねては解決できず、国や地方自治体を取り組まなければならない問題とは、どのような範囲に及ぶのでしょうか。これについては、「新自由主義」と「社会民主主義」あるいは「リベラリズム」との間で対立があります。歴史的には、近代社会が発展し、複雑化するにつれて「公共政策」の領域が拡大した後、1970年代頃から今日まで、「小さな政府」を主張する新自由主義者と「大きな政府」を志向する社民リベラルとの論争が続いています（「リベラリズム」「リベラル」という言葉は、相異なるいくつかの意味で使われますが、ここでは、「大きな政府」を志向する立場を指しています）。それでも、現代の社会において「公共政策」の対象は広い分野に及んでいるといえるでしょう。「法と公共政策」メジャーには個別の政策に関する科目として、財政学・地方財政論・社会保障論といった科目が用意されていますが、関心のある人は、経済政策・金融政策・労働政策・環境政策等に関わる他メジャーの科目も履修してみるとよいでしょう。

なお、「公共政策」は問題を解決するための対策ですから、そこでは、問題を把握するための「認識」とともに、それを解決するための「実践」が求められます。「法と公共政策」メジャーの特徴として、「実践性」を挙げることができます。また、「公共政策」の対象は広範囲にわたるだけでなく、相互に複雑に関連しています。したがって、一つの問題の全貌を把握し、それを有効に解決するためには、様々な分野に関する知識や思索が必要となります。学問分野の壁を越えた「学際性」も、「法と公共政策」メジャーの特徴として挙げることができます。

[4] 「法」と「公共政策」

メジャー紹介の最後に、「法」と「公共政策」との関係に触れておきましょう。具体的な「公共

政策」は、多くの場合、法令というかたちで作成されます。また、かつて日本では「公共政策」を実施する際、官庁による行政指導等、必ずしも法律の裏付けのない手法が多用されていました。しかし、やがて、その不透明性が批判されるようになり、今日では、行政指導がまったくみられなくなったわけではありませんが、「公共政策」を実施するための手段として、法律の果たす役割が大きくなっています。「公共政策」の作成と実施との両面において、「法」は密接な関係をもっているのです。「公共政策」という観点から考察すれば、「法」は、何らかの問題を、何らかの方法で解決しようとするものであるということが出来ます。

先にみたように、みなさんは「法」を学ぶことによって、現実の社会がどのような規範・ルールにもとづいて運営されているかを知ることが出来ます。しかし、それだけでなく、「法」と「公共政策」とを結びつけて考えることで、よりよい社会をつくるためには、どのような「法」が必要かという問題をも考えることが出来ます。これは、法学部や法学科とは違う「法と公共政策」メジャーの特徴です（法学の中でも最近、「法政策学」という研究分野が生まれつつありますが）。

[5] 高校までの勉強と大学での勉強

ところで、高校までの勉強と大学での勉強とは、かなり違うところがあります。みなさんは高校まで、教科書に書いてあることは正しいことであると考えて、勉強してきたでしょう。たしかに教科書には、先人の研究の結果、多くの人が正しいと認めるようになった到達点、いわゆる通説が記載されています。つまり教科書では、学問はすでに完成されたものとして扱われています。

しかし大学では、学問を、まだ完成されていないもの、発展途上にあるものと考えます。これは、大学では未開拓の分野で、未解決の問題に挑むということを意味するだけではありません。大学では、すでに十分に研究された分野でも、確立された通説を疑い、通説を見直し、通説とは異なる見方を模索するのです。したがって、大学の授

業では、みなさんが高校までの勉強で正しいこととして習ってきたことを否定するような話も、語られることとなります。

私は「法と公共政策」メジャーで「政治史」という科目を担当しており、近代日本政治史について話をしています。高校での科目でいえば、主として「日本史」と、部分的には「政治・経済」や「現代社会」等と重なるところの多い科目です。しかし私の授業では、みなさんが高校までに習ってきたこととは、かなり違う話が出てくるのではないかと思います。いくつか、例を挙げてみましょう。

[6] 大政奉還

1867年に、大政奉還が行われました。これについて、みなさんの中には高校までの勉強を通じて、次のように考えている人が多いのではないのでしょうか。すなわち、1853年のペリー来航以後、徳川幕府の権力が弱体化し、とうとう15代将軍の慶喜が政権を手放した、と。しかし、私は大学の授業で、次のような話をしています。

ペリー来航を契機として「幕末」の時代が始まったといわれますが、その時点では誰も、幕府の倒壊を予期してはいませんでした。その後、日米通商条約問題と将軍継嗣問題とをめぐる南紀派と一橋派との対立、井伊直弼大老による「安政の大獄」と井伊大老が暗殺される「桜田門外の変」、公武合体派と尊皇攘夷派との対立というように政治は激動を続けますが、そこでは、いずれの勢力も幕府の存続を前提として、その主導権を争っていました。しかも、この間、1863年の「八月十八日の政変」や翌年の「禁門の変」にみられるように、一橋慶喜（後の15代将軍）や会津藩を中心とする幕府と薩摩藩とは提携しており、長州藩が孤立していました。薩長同盟が成立し、幕府と薩長討幕派とが対峙する状況が生じるのは、ようやく1866年になってからのことです。

これ以後、薩摩・長州はイギリスの支援を受けて西洋流の軍備を整備していきます。しかし、幕府の側もけっして弱体化していたわけではありま

せん。将軍となった慶喜のもとで幕府はフランスの援助を受け、やはり軍備の西洋化を進めました。また、責任の所在が不明確だった老中合議制を、各老中が国内事務総督・外国事務総督・会計総督・陸軍総督・海軍総督を分掌する制度に改める等、政治制度の近代化も図りました。このような幕府の改革を、ヨーロッパで中世末期に王権が封建制を打破して中央集権化を進めた絶対主義に擬えて、「徳川絶対主義」構築の試みと捉える研究者もいます。もし徳川絶対主義が完成していたら、日本は薩摩・長州を中心とする明治政府のもとにおいてではなく、徳川政権のもとで近代を迎えたかもしれません。

幕府と薩長討幕派とが対峙する状況の中で、1867年になると「第三の道」として、土佐藩や越前藩から大政奉還論が唱えられるようになりました。大政奉還とは、幕府の権力を天皇に返還するということですが、大政が奉還されたとしても、当時の朝廷には幕府に代わって自ら政治を運営する力はありませんでした。土佐や越前は、大政奉還後には、有力諸侯が列藩会議を構成して政治を担当することを想定していたのです。ここで重要なのは、列藩会議には、最大の大名である徳川家も参加するものと考えられていたことです。そうなれば当然、徳川慶喜が列藩会議を主導することが予想されます。

慶喜の立場で考えてみると、徳川絶対主義の完成が近いのであれば、大政奉還論に耳を傾ける必要はなかったでしょう。しかし、改革には時間がかかります。しかも、ここで大政奉還を拒否すれば、土佐や越前を薩長討幕派に接近させることになってしまいます。そこで慶喜は、戦略的観点から大政奉還論を受け容れました。つまり、大政を奉還すれば、薩摩・長州の機先を制して討幕の口実を奪い、土佐・越前の支持を取りつけ、列藩会議を主導することによって政治の実権を確保することができるわけです。このようにみえてくると、大政奉還は、弱体化した幕府が追い詰められて権力を手放したというのではなく、実質的な徳川政権のもとで近代化を進めるための、すぐれた選択であったと考えられます。

しかし、現実にはその後、鳥羽・伏見の戦いが起こり、朝敵とされた幕府は倒壊してしまいます。どうして、そうなったのでしょうか。慶喜に機先を制された薩摩・長州は、幕府を挑発しました。そのための方策の一つは、薩摩の西郷隆盛の指示で実行された「関東攪乱」です。江戸の薩摩藩邸に浪士たちを集め、関東各地で乱暴狼藉をはたらかせたのです。

もう一つ、薩摩・長州は討幕派の公家たちと連携して、「十二月九日の政変」を仕掛けました。宮廷クーデタにより「王政復古の大号令」を発して新政府の樹立を宣言し、「小御所会議」で慶喜に辞官納地を命じることを決定したのです。「小御所会議」で土佐や越前は、辞官納地という厳しい処分に反対しましたが、討幕派の公家である岩倉具視が会議を主導した結果、反対は封じられました。もちろん、宮廷クーデタだけで現実の政治的力関係が変わるわけではありません。討幕派は、幕府に先に手を上げさせて武力行使のきっかけを得ようと、ことさらに厳しい処分を科したのです。

これに対して慶喜は、討幕派の意図を見通し、挑発に乗らないよう部下を押さえていたといわれます。ところが、このとき慶喜は部下を率いて大坂（現在の大阪）に滞在していたため、江戸に対しては十分な押さえが効かず、「関東攪乱」に怒った江戸の留守部隊が薩摩藩邸を焼き討ちしてしまいます。その報を受けて大坂でも主戦論が強まり、慶喜もそれを押さえられなくなったといわれています。実は、このときの、そしてこの後の慶喜の考えや行動には、今日でも謎の部分が多くあります。学問は、まさに発展途上にあるのです。

[7] 明治十四年政変

1881年に、参議という要職にあった大隈重信が政府を追放されました。この明治十四年政変について、高校での授業では、次のように説明されてきたのではないのでしょうか。政変は、国会・政治体制をめぐる意見の対立と、開拓使官有物払い下げ問題というスキャンダルとが原因となって引き

起こされた。一方で、肥前出身の大隈が、国会を早期に開設し、イギリスをモデルとする議院内閣制を採用すべきであるという意見書を提出したのに対して、長州出身の伊藤博文・井上馨は、国会の開設には時間をかけ、プロイセンをモデルとして君主・行政府が強い権限をもつ政治体制を採用すべきであると考えていたため、大隈意見書に衝撃を受けた。他方で、福沢諭吉と関係の深い新聞・雑誌が、開拓使官有物の払い下げをめぐる不透明さを追及して、薩摩出身で開拓使長官を務める黒田清隆を攻撃したが、黒田はそれに、福沢と親しい大隈が関与していると疑った。その結果、薩摩・長州が提携して大隈を追放することになった、と。しかし、私は大学の授業で、次のような話をしています。

もともと、大隈と黒田は大久保利通のもとで殖産興業を重視し、そのために積極財政を展開していました。彼らは、政府が中心となって殖産興業を推進すべきであるとの立場から、国会開設には消極的でした。それに対して、伊藤と井上は木戸孝允の影響を受けて、イギリス・モデルの議院内閣制に好意的でした。また彼らは、緊縮財政を主張していました。

大久保・木戸・西郷という「維新の三傑」が世を去った後、1880年頃には財政事情が悪化して、積極財政の継続が困難となりました。この年の春、大隈は積極財政を継続するため外債を募集することを提案し、黒田も賛成しましたが、伊藤・井上の反対もあって、外債募集は実現しませんでした。同じ年の夏、黒田が地租を米で納めさせることを提案しました。当時、米価の上昇が著しかったため、地租を米納化すれば政府の税収が増加し、積極財政を継続できると考えられたのです。黒田の提案に伊藤・井上は反対したのは当然ですが、このとき、大隈も黒田に反対しました。大隈は緊縮財政論に転換し、伊藤・井上に接近したのです。

1880年の秋には、大隈と伊藤との連名による農商務省創設の建議が提出され、また2人の協力のもとに、工場払い下げ概則が制定されました。これらは、次のような方向を示すものでした。積

極財政を緊縮財政に転換し、殖産興業の方法を、政府主導の直接勸業から民間中心の間接勸業に切り替える。直接勸業を推進してきた内務省に代わって、間接勸業を担当する農商務省を設置する。政府が所有・経営してきた工場を民間に払い下げる、と。このような動きの中で、開拓使の廃止も決定されました。開拓使官有物払い下げ問題は、単なるスキャンダルではなく、財政政策の転換と関連したものだだったのです。黒田は、開拓使長官として、また積極財政の継続を主張する立場から、開拓使の廃止に反対しましたが、大隈・伊藤によって押し切られました。

さらに大隈は、国会・政治体制についても、伊藤・井上に接近しました。1880年の暮れから翌年の初め、3人は早期に国会を開設し、議院内閣制を導入することで一致し、そのことを前提に、福沢に協力を求めています。したがって、1881年の春に大隈意見書が提出されたとき、少なくともその内容自体は、伊藤・井上に衝撃を与えるものではなかったと考えられます。こうして1881年の春には、財政政策についても国会・政治体制についても、大隈・伊藤・井上が提携し、黒田が孤立していたのです。ところが同年10月には、大隈が政府を追われることとなります。この間に、何があったのでしょうか。

まず、この年の夏、大隈が再び積極財政を主張するようになりました。そのことから逆に考えると、彼の緊縮財政論への転換は、一種の偽装だったのかもしれませんが。伊藤・井上との提携によって自らの立場を強化した大隈は、頑固な緊縮財政論者である井上が病気で引き籠もっている間に、伊藤を積極財政論に引き込み、大隈・伊藤の主導によって内債・外債の募集が決定されました。しかしこれは、井上にとっては座視できないことでした。病気から回復した井上は、伊藤を緊縮財政論に引き戻します。

また、国会・政治体制についても、大隈がその意見書の内容を秘匿しようとしたことから、伊藤・井上は次のように疑い、大隈に対して不信感をもつようになりました。大隈は伊藤・井上を出し抜いて、福沢系の若手官僚を糾合して政党を結成

し、その党首として自ら首班の座につこうとしているのではないかと。こうしたとき、太政官大書記官の地位にあった井上毅という人物が、伊藤・井上馨に（井上が2人で紛らわしいですが）プロイセン・モデルを採用するよう勧説し、伊藤・井上馨はそれを受け容れました。イギリス・モデルからプロイセン・モデルに転換すれば、黒田と提携して、大隈を孤立させることができるからです。

一方、黒田にとっては、積極財政論では再び大隈と一致したわけですが、これまで大隈に翻弄されてきた黒田は、もはや大隈を信用しません。黒田は緊縮財政論に歩み寄って、伊藤・井上馨と提携しました。こうして大隈が孤立し、追放されることになったのです。

[8] 明治憲法

1889年に、大日本帝国憲法（明治憲法）が制定されました。この憲法について、みなさんは高校までの勉強で、次のように学んできたのではないのでしょうか。すなわち、天皇のもとに強大な権力が集中しており、国民の権利保障は弱い、と。しかし、私は大学の授業で、次のような話をしています。

明治憲法の草案を審議した枢密院の会議において、草案の説明にあたった伊藤博文が次のように述べたことは、この憲法の保守性を示すものとして、よく知られています。すなわち、憲法を制定するには「我国の基軸」を確定しなければならないが、我国において「基軸とすべきは独り皇室あるのみ」と。

しかし、枢密院における実際の審議では、保守派が、天皇の権力をもっと強大到すべきである、あるいは、国民の権利保障をもっと弱めるべきであると主張して、原案の修正を求めたのに対して、伊藤は強く反対し、彼らの意見を斥けています。いささか推測をたくましくすれば、伊藤が草案の保守性を強調したのは、それが十分に保守的なものであることをアピールして、より保守的な憲法を求める保守派を牽制するためであったかとも思われるのです。

天皇の強大さについて、憲法の中身をみてみましょう。たしかに明治憲法には、立法・行政・司法・外交・軍事等、多くの分野にわたる「天皇大権」が規定されています。しかし、憲法や関連する法令等をよく読むと、天皇は個人の意思にもとづいて天皇大権を行使することはできない仕組みになっていることがわかります。つまり、大権の対象となるそれぞれの分野ごとに、天皇に助言をする役職や組織が置かれており、天皇はそれらの機関の助言にもとづいて大権を行使することになっているのです。

たとえば、立法権は帝国議会の「協賛」によって行使されます。そして、帝国議会は貴族院と衆議院とによって構成されており、両院の権限はほとんど対等です。行政権は国務大臣の「輔弼」を受けて行使されます。そして、内閣が連帯して天皇に責任を負うのではなく、各国務大臣はそれぞれの責任で天皇を輔弼します（国務大臣単独輔弼制）。司法権は、天皇の名において裁判所が行使するものとされ、個々の裁判官は、自らの判断で判決をくだします。外交権については、外務大臣が天皇を輔弼するとともに、枢密院が天皇の「諮詢」に答えます。

天皇大権の強大さを象徴するものと思われる軍事の分野についても、同様のことがいえます。軍事大権のうち、軍隊の編成や予算等に関わる軍政大権については、陸軍大臣・海軍大臣が天皇を輔弼します。作戦の立案や指揮命令等に関わる軍令大権については、参謀総長・海軍軍令部長が天皇の帷幄に参画します。軍令大権に属する事項については、内閣総理大臣をはじめとする他の大臣はもちろん、陸軍大臣・海軍大臣さえ関与できません（統帥権の独立）。

このように、天皇大権が実際に行使される際には、細かく分かれた多くの機関がそれぞれの担当分野を担うことになります。しかも、それらの機関の間で調整を行い、全体の統合を生み出す仕組みは、憲法・法令上はほとんどありません。このようにみえてくると、強大な天皇大権というイメージとは裏腹に、明治憲法のもとでは権力は分散していたといえるでしょう（権力の多元性・分立性）。

しかし、実際に政治を行うためには、各機関がバラバラに行動していたのでは困ります。憲法・法令に規定がなくとも非公式に、誰かが、あるいはいずれかの組織が、全体を調整し、統合を実現する必要があります。天皇親政論のように、天皇にそうした役割を期待する考えもありました。天皇が最終的な決定をくださるのであれば、やはり天皇の権力は強大だということになるでしょう。しかし、明治憲法制定後、少なくとも1920年代までは、天皇はそのような役割を果たすべきではないとする天皇超政論（天皇は政治に携わらず、政治から超然としているべきであるという考え方）が、政治に関わる人々の間では主流でした。天皇機関説を提唱した美濃部達吉は、その代表的な論者です。

明治憲法の第3条は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定しています。いかにも天皇の強大さを謳ったものと思われるでしょう。ところが、この条文を、美濃部は次のように解釈します。この条文は、天皇に対して責任を問うことはできない、ということの意味する。しかるに、天皇が最終的な決定をくださった場合には、その結果について、天皇に責任が生じることになる。天皇を神聖不可侵にしておくためには、天皇に決定をさせるようなことはあってはならない。この条文は、天皇が自ら決定を行うことはないということを定めたものである、と。

それでは、現実には誰が、あるいはいずれの組織が、全体の調整・統合を担ったのでしょうか。その主体は、そのときどきの政治状況、政治的力関係によって変動しました。そうした観点からみると、明治憲法制定から1945年の敗戦までの日本政治史は、全体の調整・統合を担う主体の変遷の歴史ということが出来ます。

憲法が制定された明治中期から大正中期までは、元勳あるいは元老と呼ばれた人々が、その役割を果たしました。元勳・元老というのは公的な役職・制度ではなく、幕末・維新期に頭角を現し、その後の明治政府を担ってきた、主として薩摩・長州出身の少数の有力政治家たちが、非公式にそのように呼ばれるようになったものです。彼らは、

ともに歩んできた経験と日々の接触とを通じて、一定の方向性を共有していました。そして彼らは、その政治的威信にもとづき、様々な機関に属する人々に対して影響力を行使して、一定の方向性に沿った統合を実現したのです。

元老たちが政治の舞台から退場した後、大正末期から昭和初期までは、政党が統合の主体となりました。政党とは、衆議院を拠点とする政治勢力です。衆議院で多数を占める政党の党首が天皇によって首相に任命され、その政党の党員を閣僚として内閣を組織します（政党内閣）。これは、政党の主義・政策を通じて衆議院と内閣との結びつきが確保されることを意味します。そうになると、貴族院・枢密院・軍部等、他の機関を構成する人々も政権政党の主義・政策を尊重するようになり、こうして全体の統合が実現されたのです。

様々な理由で政党が力を失った1930年代から敗戦まで、大政翼賛会の創設や最高戦争指導会議の設置等、統合の主体を作りだすための試みが重ねられました。しかし、それらの試みは、十分な成果を上げることはできませんでした。日本は、政府と軍部との間、政府の中における各省の間、軍部の中における陸軍と海軍との間、陸軍の中における陸軍省と参謀本部との間等々で、十分な連繋がとられないまま、満洲事変から日中戦争・太平洋戦争を経て敗戦へと至ったのです。

[9] 歴史は暗記科目か

高校までの勉強と大学での勉強との違いということに関連して、最後にもう一つ、付け加えておきましょう。

大学で政治史の試験をするたびに私が痛感するのは、高校まで歴史を暗記科目として勉強してきた人が多いのだらうということです。多くの人が、年号や人名や事件の名称をひたすら暗記し、試験ではそれらを思い出して答えを記すというように、歴史を勉強してきたのではないのでしょうか。試験で、「岩倉使節団」の目的と成果に関する問題を出すと、使節団について暗記していることをとにかくすべて書き並べたような答案が、か

なり返ってきます。使節団の目的や成果と脈絡づけることなく、「津田梅子が参加していた」と書いてある答案を、よく目にします。

しかし、本来の歴史は、けっして記憶力を訓練するための科目ではありません。みなさんには、次のようなことを問いかけながら、歴史を勉強してもらいたいと思います。ある人はどう考え、どう行動したのか。ある出来事はどのような経緯で起こったのか。ある出来事と他の出来事とはどのように関連していたのか。ある人物やある出来事はどのように評価されるのか、等々。岩倉使節団

についての答案で津田梅子の名前を出すのであれば、幼い梅子が参加していたことにはどのような意義があるのか、そのことは、その後の日本における女子教育にどのような影響を及ぼしたのか、そのようなことにも触れてほしいものです。そして、歴史への問いかけに対する答え、とくに人物や出来事に対する評価は、みなさんの価値観や人生観によって、けっして一様ではないでしょう。歴史を勉強することは、みなさん自身の考え方や生き方について、あらためて振り返ることなのです。